令和3年度

市町村土地開発公社の現況



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

彩の国



🗱 埼玉県

目 次

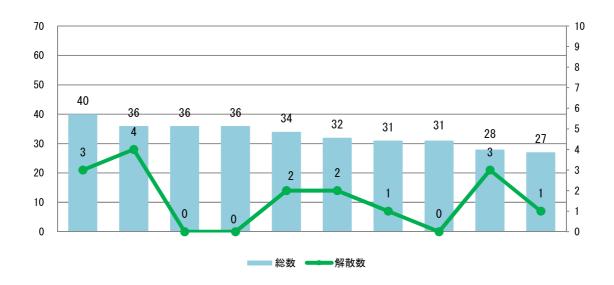
1	公	注	数	の	推	移	• •	• •	• •	٠.	٠.	٠.	• •	•	• •	• •	• • •	• •	• •	• • •	•	•	• •	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	1
2	±	: 地	取	得	の	状	況	٠.	٠.	٠.		٠.																								٠.	3
3	±	: 地	処	分	の	状	況	٠.	٠.	٠.		٠.									•																4
4	保	!有	±	地	の	状	況	٠.	٠.	٠.		٠.							· • •		•																5
5	長	期	保	有	土	地	の	状	況	٠.		٠.							· • •		•																6
6	供	用	済	土	地		未	収	金	の	状	況							· • •		•																8
7	決	算	の	状	況	٠.		٠.	٠.	٠.		٠.									•											٠.			•	٠.	9
8	財	政	的	IJ	ス	ク	٢	経	営	健	全	化	の	取	紅紅						•											٠.			•	• 1	0
(別:	紙	1)	埼	玉	県	市	町	村	土	地	開	発	公	: 社	: 経	堂	健	全	化	対	策	•										٠.			•	• 1	1
(別 :	紙	2)	第	Ξ	セ	ク	タ	_	等	の	経	営	健	全	: 化	方	針	の	策	定												٠.			•	• 1	5
(別:	紙	3)	第	Ξ	セ	ク	タ	_	等	の	経	営	健	全	化	方	針	の	策	定	ع	取	入刹	1	犬	況	Ø)	1	1	表						. 2	<u>?</u> 1

本書の見方

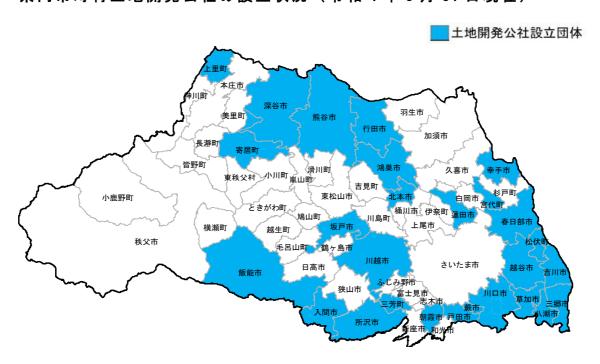
- 〇 調査時点は、令和4年3月31日現在です。
- 金額は百万円単位で、面積はm³単位です。四捨五入による端数処理をしているため、各表の数値の合計が一致しない場合があります。
- 公社名の表記は、名称中の「土地開発公社」を省略して、設立市町村名により表記しています。

1 公社数の推移

県内の市町村土地開発公社(以下「公社」という)の総数は、令和4年3月末時点で27公社(市22公社、町5公社)である。前年度に比べて1公社減少した。



〇 県内市町村土地開発公社の設立状況 (令和4年3月31日現在)



設立状況(令和4年3月31日現在) 0

名称	設立許可年月	設立登記年月	彭	过市町:	村
川越市土地開発公社	S49.8.22	S49.8.31	Ш	越	市
熊谷市土地開発公社	S48.3.20	S48.3.23	熊	谷	부
川口市土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	Ш	П	市
行田市土地開発公社	S54.9.29	S54.10.1	行	田	규
所沢市土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	所	沢	규
飯能市土地開発公社	S48.8.28	S48.9.6	飯	能	市
春日部市土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	春	日部	市
鴻巢市土地開発公社	S48.3.29	S48.4.2	鴻	巣	市
深谷市土地開発公社	S49.8.22	S49.8.30	深	谷	中
草加市土地開発公社	S48.8.30	S48.9.18	草	加	市
越谷市土地開発公社	S49.5.20	S49.6.1	越	谷	中
蕨市土地開発公社	S49.7.20	S49.8.1	蕨		市
戸田市土地開発公社	S49.8.16	S49.8.28	戸	田	市
入間市土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	入	間	市
朝霞市土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	朝	霞	市
北本市土地開発公社	S49.3.20	S49.4.1	北	本	뉴
八潮市土地開発公社	S48.3.29	S48.3.29	八	潮	市
三郷市土地開発公社	S48.3.29	S48.4.2	Ξ	郷	市
蓮田市土地開発公社	S49.8.22	S49.8.31	蓮	田	市
坂戸市土地開発公社	S49.8.26	S49.8.31	坂	戸	市
幸手市土地開発公社	S49.3.5	S49.4.1	幸	手	市
吉川市土地開発公社	S49.8.26	S49.9.26	吉	Л	市
三芳町土地開発公社	S48.3.29	S48.3.31	Ξ	芳	町
上里町土地開発公社	S48.5.15	S48.5.31	上	里	町
寄居町土地開発公社	S49.8.22	S49.8.24	寄	居	町
宮代町土地開発公社	S60.3.28	S60.4.9	宮	代	町
松伏町土地開発公社	S49.3.5	S49.3.14	松	伏	町

〇 解散状況

平成 15 年度 妻沼町 (合併) 平成 16 年度 秩父市、岩槻市 (合併)、久喜市、栗橋町 (合併)、岡部町 (合併) 平成 17 年度 吹上町 (合併)、児玉町 (合併)、大井町 (合併)、川本町 (合併)、菖蒲町 (合併)、庄和町 (合併)

平成 18 年度 大利根町 (合併)

平成 20 年度 志木市 平成 21 年度 騎西町 (合併)、鷲宮町 (合併)

平成 23 年度 鳩ヶ谷市(合併)、毛呂山町、越生町、比企平成 24 年度 加須市、日高市、杉戸町平成 25 年度 本庄市、羽生市、新座市、小鹿野町平成 28 年度 上尾市、富士見市

平成 29 年度 和光市、伊奈町

平成 30 年度 鶴ヶ島市

狭山市、桶川市、白岡市 ふじみ野市 令和2年度

令和3年度

2 土地取得の状況

令和 3 年度では、6 公社において、簿価 11 億 9,400 万円(前年度比+5 億 2,700万円、+79.0%)、面積 18,455 ㎡(前年度比+9,212 ㎡、+99.7%)の土地を取得した。

土地取得の状況

(単位:百万円、m, %)

							(+ E : H/3	
区分	令和3	3年度	令和2	2年度		差引	増減	
巨刀	金額	面積	金額	面積	金額	増減率	面積	増減率
公有地取得事業用地	1, 194	18, 455	668	9, 243	526	78. 8%	9, 212	99. 7%
土地造成事業用地	0	0	0	0	0	0. 0%	0	0. 0%
合計	1, 194	18, 455	668	9, 243	526	78. 8%	9, 212	99. 7%



〇 各公社の取得状況

公社名	面積(m [®])	金額(百万円)
草加市	12, 890	527
川越市	3, 557	159
八潮市	780	117
所沢市	465	288
三芳町	438	15
戸田市	325	88
合計	18, 455	1, 194

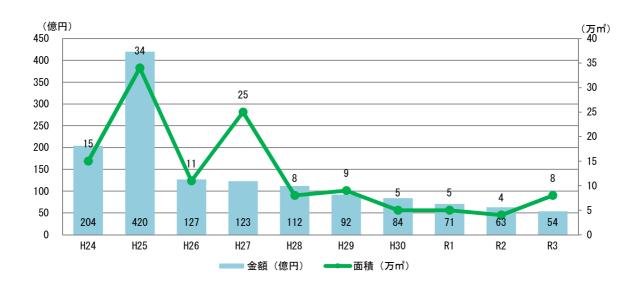
3 土地処分の状況

令和 3 年度では、15 公社において、簿価 63 億 1,700 万円 (前年度比 Δ 7 億 4,100 万円、 Δ 10.5%)、面積 36,135 ㎡ (前年度比 Δ 12,565 ㎡、 Δ 25.8%)の土地を処分した。

土地処分の状況

(単位:百万円、㎡、%)

区分	令和3年	F度	令和2年	F度	差引增減							
△ 万	金額	面積	金額	面積	金額	増減率	面積	増減率				
公有地取得事業用地	5, 372	80, 762	6, 317	36, 135	△ 945	△15.0%	44, 627	123. 5%				
土地造成事業用地	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%				
合計	5, 372	80, 762	6, 317	36, 135	△ 945	△15.0%	44, 627	123. 5%				



〇 各公社の処分状況

(単位: ㎡、百万円)

公社名	面積	金額	公社名	面積	金額
蕨市	876	1, 255	春日部市	1, 790	512
飯能市	38, 036	1, 171	所沢市	7, 995	210
吉川市	28, 249	749	幸手市	660	85
越谷市	1, 956	690	川越市	238	83
川口市	773	566	戸田市	189	51
			合計	80, 762	5, 372

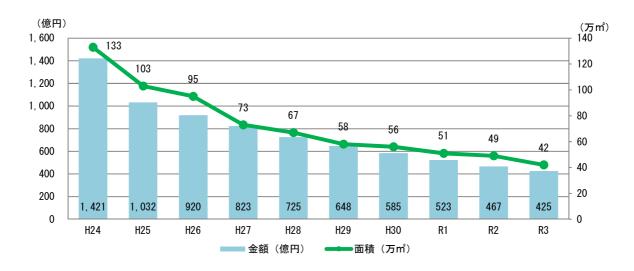
4 保有土地の状況

令和 3 年度末時点で、簿価 425 億 1,000 万円(前年度比 $\Delta41$ 億 6,100 万円、 $\Delta8.9%$)、面積 424,592 ㎡(前年度比 $\Delta62,307$ ㎡、 $\Delta12.8%$)の土地を保有している。

保有土地の状況

(単位:百万円、m、%)

区分	令和3年	F度	令和2:	年度	差引増減						
区刀	金額	面積	金額	面積	金額	増減率	面積	増減率			
公有地取得事業用地	42, 510	424, 592	46, 671	486, 899	△ 4,161	△8.9%	△ 62,307	△12.8%			
土地造成事業用地	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%			
合計	42, 510	424, 592	46, 671	486, 899	△ 4, 161	△8.9%	△ 62,307	△12.8%			



〇 各公社の保有土地の状況

(単位: m, 百万円)

公社名	面積	金額	公社名	面積	金額	公社名	面積	金額
川越市	165, 631	8, 471	坂戸市	90, 671	2, 317	入間市	3, 359	228
春日部市	23, 349	5, 928	三郷市	11, 204	1, 447	三芳町	1, 463	226
越谷市	20, 492	5, 293	蕨市	2, 484	1, 340	宮代町	2, 903	128
川口市	13, 907	5, 284	八潮市	3, 541	480	深谷市	875	28
戸田市	13, 600	4, 348	鴻巣市	1, 155	387			0
草加市	39, 461	3, 594	松伏町	1, 913	364			
幸手市	28, 206	2, 393	所沢市	378	254			
	-					合計	424, 592	42, 510

5 長期保有土地の状況

令和 3 年度末時点で、5 年以上保有土地は、簿価 381 億 5,800 万円(前年度比Δ 49 億 9,600 万円、Δ11.6%)、面積 375,253 ㎡(前年度比Δ70,355 ㎡、Δ15.8%) である。

10年以上保有土地^{※1}は、簿価 363億6,900万円(前年度比△48億5,800万円、 △11.8%)、面積 354,171 ㎡ (前年度比△68,936 ㎡、△16.3%) である。

保有土地全体に占める 5 年以上保有土地の割合は 89.8% (簿価ベース)、10 年以上保有土地の割合は 85.6% (簿価ベース) であり、保有土地全体の大部分を長期保有土地が占めている。

※1 10年以上保有土地:5年以上保有土地の内数

〇 5年以上保有土地の状況

(単位:百万円、m、%)

四八		令和3	年度			令和2	年度		差引增減					
区分	金額	長期保有割合	面積	長期保有割合	金額	長期保有割合	面積	長期保有割合	金額	增減率	面積	增減率		
公有地取得事業用地	38, 158	89, 8%	375, 253	88. 4%	43, 154	92.5%	445, 608	91.5%	△ 4,996	△11.6%	△ 70, 355	△15.8%		
土地造成事業用地	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	0	0.0%		
合計	38, 158	89, 8%	375, 253	88. 4%	43, 154	92.5%	445, 608	91,5%	△ 4,996	△11.6%	△ 70,355	△15,8%		

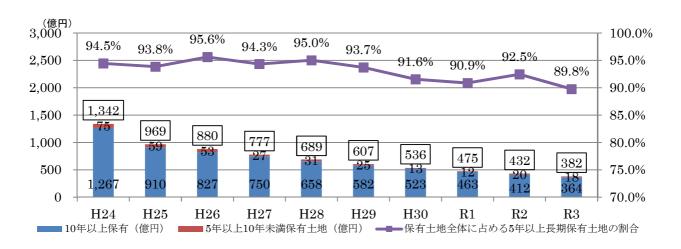
※長期保有割合:保有土地全体に占める5年以上保有土地の割合

〇 10年以上保有土地の状況

(単位:百万円、m, %)

R/A		令和3	年度			令和2	年度		差引増減					
区分	金額	長期保有割合	面積	長期保有割合	金額	長期保有割合	面積	長期保有割合	金額	増減率	面積	増減率		
公有地取得事業用地	36, 369	85, 6%	354, 171	83. 4%	41, 227	88. 3%	423, 107	86. 9%	△ 4,858	△11.8%	△ 68,936	△16.3%		
土地造成事業用地	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	0	0.0%		
合計	36, 369	85, 6%	354, 171	83, 4%	41, 227	88, 3%	423, 107	86, 9%	△ 4,858	△11,8%	△ 68,936	△16, 3%		

※長期保有割合:保有土地全体に占める10年以上保有土地の割合



※グラフは金額ベース

〇 各公社の長期保有土地の状況

(単位:㎡、百万円)

公社名	5年以上(金額)	長期保有割合	公社名	5年以上(金額)	長期保有割合	公社名	5年以上(金額)	長期保有割合
春日部市	5, 928	100.0%	坂戸市	2, 317	100.0%	宮代町	128	100.0%
川越市	5, 750	67. 9%	三郷市	1, 446	100.0%	深谷市	28	100.0%
越谷市	5, 293	100.0%	蕨市	1, 340	100.0%	所沢市	0	0.0%
川口市	5, 220	98. 8%	鴻巣市	387	100.0%	三芳町	0	0.0%
戸田市	4, 013	92. 3%	松伏町	364	100.0%			
草加市	2, 970	82. 6%	八潮市	353	73.6%			
幸手市	2, 393	100.0%	入間市	228	100.0%			
						合計	38, 158	89.8%

※長期保有割合:各公社における保有土地全体に占める5年以上保有土地の割合

6 供用済土地、未収金の状況

令和3年度末時点で、供用済土地 *1 は1億1,500万円(前年度比 Δ 8,500万円、 Δ 42.5%)である。未収金 *2 はなし。

土地開発公社が取得した土地について、地方公共団体が、災害復旧等真にやむを得ない場合を除き、買い取ることなく供用開始することや、買取りに要した費用を長期にわたり繰り延べることは、土地開発公社の健全な運営を図る観点からも、地方公共団体の財政運営等からも不適切である**3。

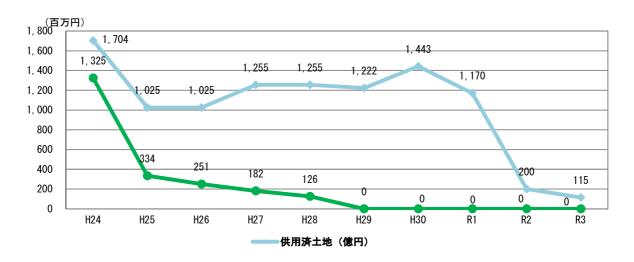
※1 供用済土地:公社が土地所有権を有した状態のまま、設立市町村が最終利用目的で供用開始している土地

※2 未収金:土地所有権が設立市町村等依頼者に移転されたものの、公社に支払われていない土地購入代金

※3 昭和47年8月28日付け建設省都市局長・自治大臣官房長通知

(単位:百万円)

	令和3年度	令和2年度	差引増減	増減率
供用済土地	115	200	△ 85	△42.5%
未収金	0	0	0	0.0%



〇 各公社の供用済土地の状況

(単位:百万円)

公社名	金額
幸手市	115
合計	115

7 決算の状況

令和3年度決算について、損益計算書では、当期利益が2,100万円(前年度比 +6 億 3,700 万円、+103.4%) であり、設立団体による買戻しが多かったことによ る。貸借対照表では、資産総額が483億1,800万円(前年度比△40億8,600万円、 △7.8%)であり、保有土地の処分が進んでいる。

〇 損益計算書

(単位:百万円、%)

区分		令和3年度	令和2年度	増減	増減率
事業収益	Α	4, 395	6, 425	△ 2,030	△31.6%
事業原価	В	4, 609	6, 316	△ 1,707	△27. 0%
事業総利益又は事業総損失 A-B	С	△ 214	109	△ 323	120.5%
販売費及び一般管理費	D	98	117	△ 19	△16.1%
事業利益又は事業損失 C-D	Е	△ 312	Δ 8	△ 304	3482. 2%
事業外収益	F	357	109	248	228.6%
事業外費用	G	74	71	3	4.0%
経常収益又は経常損失 E+F-G	Н	△ 29	30	△ 59	△197. 7%
特別利益	I	0	0	0	-
特別損失	J	0	8	Δ8	△100.0%
当期利益又は当期損失 H+I-J	K	△ 29	22	△ 51	△235. 2%

〇 貸借対照表

(単位:百万円)

A 10	חו		-
令和	1.5	-	- 1=
14 11 1	, 0		12

資産	負債]
48, 318	36, 351	75. 2%
	資本 11,967	24. 8%

令	和2年	度

資産	負債	
52, 404	39, 847	76.0%
32, 101	資本 12, 557	24. 0%

8 財政的リスクと経営健全化の取組

地方公共団体が土地開発公社の債務について行う債務保証等は、将来的には その一部又は全部を負担する可能性を有するものである。特に、多額の債務保 証等を行う土地開発公社が経営破たんした場合には、当該地方公共団体は巨額 の債務(財政負担)を負うというリスクが存在する。

平成25年度から、国では「第3次土地開発公社経営健全化対策」として、地方財政措置を講じるなど、公社の経営健全化に取り組むとともに、県では、国の公社経営健全化対策で対象とならない団体についても積極的に対策を講じるため、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を定めた(別紙1参照)。平成30年度から、国では、財政的リスクを有する第三セクター等(土地開発公社含む)と関係を有する地方公共団体について、「第三セクター等の経営健全化方針」の策定を要請し、経営健全化に取り組んでいる(別紙2、3参照)。

市 第 9 5 6 - 1 号 平成 2 5 年 8 月 2 9 日

関係市町村長 様 (土地開発公社担当課扱い)

埼玉県企画財政部地域政策局長

埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策について

土地開発公社(以下「公社」という。)の経営健全化については、総務省から「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付総財公第95号総務省自治財政局長通知)により、公社の存廃を含めた抜本的改革を5年間で集中的に行うべきとされており、また、「土地開発公社経営健全化対策について」(平成25年2月28日付総行地第9号・総財公第18号総務副大臣通知)により「土地開発公社健全化対策措置要領」が通知されています。

本県においても、公社の経営健全化を進めるため、平成15年3月に「土地開発公社経営健全化指針」(以下「旧指針」という。)を策定するとともに、「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した将来事業化が見込まれる用途が明確でない土地及び供用済土地の解消を推進してきましたが、このたび、公社のより一層の健全化を推進するため、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定することとしました。

各市町村においては、本対策に積極的に取り組んでいただき、設立団体として公社の 経営健全化に取り組まれますようお願いします。

また、旧指針は廃止とします。ただし、旧指針に基づく計画が本対策の達成目標以上の計画である場合には、当該計画を本対策で策定を求める計画とみなすこととします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

市 第 9 5 6 - 2 号 平成 2 5 年 8 月 2 9 日

関係市町村土地開発公社理事長 様

埼玉県企画財政部地域政策局長

埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策について

土地開発公社(以下「公社」という。)の経営健全化については、総務省から「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日付総財公第95号総務省自治財政局長通知)により、公社の存廃を含めた抜本的改革を5年間で集中的に行うべきとされており、また、「土地開発公社経営健全化対策について」(平成25年2月28日付総行地第9号・総財公第18号総務副大臣通知)により「土地開発公社健全化対策措置要領」が通知されています。

本県においても、公社の経営健全化を進めるため、平成15年3月に「土地開発公社経営健全化指針」(以下「旧指針」という。)を策定するとともに、「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した将来事業化が見込まれる用途が明確でない土地及び供用済土地の解消を推進してきましたが、このたび、公社のより一層の健全化を推進するため、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定することとしました。

各公社においては、本対策の内容を十分に御理解の上、設立市町村との連携・協力を 図りながら公社の経営健全化に取り組まれるようお願いします。

また、旧指針は廃止とします。ただし、旧指針に基づく計画が本対策の達成目標以上の計画である場合には、当該計画を本対策で策定を求める計画とみなすこととします。

埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策

平成25年8月29日 市第956号

1 目的

本県では、平成15年3月24日付市第2101号「土地開発公社経営健全化指針」(以下、「旧指針」という。)を策定するとともに「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した土地開発公社(以下、「公社」という。)の経営健全化策を講じてきた。

しかし、県内の市町村公社の簿価総額は、平成23年度末現在、全国最大の 簿価総額であり、公社の経営健全化をさらに進めていかなければならない。

国は、平成25年度までの時限措置として「第三セクター等改革推進債」を設けるとともに、平成25年2月28日付総行地第9号・総財公第18号「土地開発公社経営健全化対策」(以下、「国第3次対策」という。)を定め、市町村公社のより健全化を推進している。

しかしながら、本県では標準財政規模が大きいため、多額の公社保有土地があっても国第3次対策の対象とならない市町村公社がある。こうした市町村についても、積極的に対策を行っていく必要があるため、旧指針を廃止して、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定し、市町村財政健全化をさらに進めていく。

2 対象団体及び達成目標

(1) 対象団体

下記のいずれかに該当する公社を設立した市町村については、「土地開発公 社経営健全化計画」(以下、「計画」という。)を策定する。

ただし、国第3次対策を策定している市町村は除く。

なお、旧指針に基づく計画や市町村独自計画が、この対策の2 (2) に規定する達成目標以上の目標を定めた計画であると認められるときは、当該計画をこの対策の5の規定により承認したものとみなす。

- ①計画策定年度の前年度(以下、「基準年度」という。)末時点において市町村の標準財政規模に対して、5年以上保有土地の簿価総額の割合が10%以上の公社
- ②基準年度末時点において供用済土地がある公社
- ③基準年度末時点において未収金がある公社

(2)達成目標

標準財政規模に対する公社の5年以上保有土地の簿価総額割合を10%以下にする。供用済土地又は未収金がある公社については、その土地又は未収金を全て解消する。

3 計画の期間

計画は、策定年度から原則10年以内とする。

4 計画策定項目

※別添様式「土地開発公社経営健全化計画書」に基づき、下記の項目について作成すること。

- 第1 経営健全化の期間
- 第2 経営健全化の基本方針
- 第3 経営健全化計画実施のための体制 (委員会等名称、構成メンバー等)
- 第4 各年度の用地取得・処分・保有計画
- 第5 用途が明確でない土地明細書
- 第6 5年以上保有土地明細書
- 第7 供用済土地明細書
- 第8 未収金明細書
- 第9 割賦支払明細書
- 第10 位置図

5 計画の承認等

計画は、対象団体の市町村長が作成する。また、新たに対象団体となった市町村については、原則として対象となった年度の11月末までに知事に計画を提出する。

計画の提出を受けた知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画を 承認する。

6 計画策定市町村への県の支援

承認を受けた計画に基づく、以下の土地の買い戻しについては、「埼玉県ふるさと創造貸付金」の対象とし、早期の公社の経営健全化を図る。

- ①買い戻し後10年以内(買い戻し年度を含む)の事業化が見込まれる土地
- ②供用済土地

7 計画の実績報告

計画期間中における当該団体の取組状況について、毎年度別添「実績報告書」により県へ報告する。

8 計画の変更

当該団体の取組は、災害その他特別の事情がある場合には計画を変更することができる。この場合において、市町村長は知事に変更された計画を提出し、変更した計画の提出を受けた知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画を承認する。

9 計画の承認取消し

計画期間中において、当該団体の取組が計画に定めた経営健全化の取組に著しく反していると認められるとき、知事は計画の承認を取り消すことができる。

総 財 公 第 2 6 号 平成30年2月20日

各都道府県担当部長 (都道府県第三セクター等担当課扱い) (市区町村第三セクター等担当課扱い) 各指定都市担当局長 (第三セクター等担当課扱い)

総務省自治財政局公営企業課長

第三セクター等の経営健全化方針の策定について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等(第三セクター及び地方公社(注))は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、総務省では、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成 26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成 26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知)(以下「大臣通知等」という。)により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請しているところです。

これを受け、総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的なリスクの状況に係る調査を実施してきたところであり、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等が相当数見受けられます。

こうした状況を踏まえ、これらの第三セクター等と関係を有する地方公共団体にあっては、引き続き、大臣通知等に基づき、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、一層の経営健全化に取り組むことが必要です。

さらに、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」(平成 29 年 12 月 21 日 経済財政諮問会議決定)においても、第三セクター等については、財政的リスク 状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を 推進することとされているところです。

つきましては、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を 有する地方公共団体におかれては、下記に御留意の上、抜本的改革を含む経営健 全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針(以下「経営 健全化方針」という。)を速やかに策定し、公表していただきますようお願いしま す。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、 この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項(技術的な助言)に基づくものです。

(注)本通知において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとします。

記

1. 策定する経営健全化方針の内容

各地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知)における「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(以下「指針」という。)に留意しながら、法人ごとに以下の事項を盛り込んだ経営健全化方針を策定することが求められる。

また、経営健全化方針の様式例を別添のとおり作成しているので、方針の策定に当たって参考とされたい。

(1) 法人の概要

(2)経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与 法人の経営状況、財政的なリスク(下記2の(1)から(4)までのいず れかのことをいう。以下同じ。)の現状、財政的なリスクが高くなった要因な どを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

(3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討 指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討の フローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載すること。

対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

(5) その他必要な事項

2. 策定する必要がある地方公共団体

指針の第3において、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められている。

第三セクター等の中で、地方公共団体が出資(原則として 25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定するものとする。なお、平成 31 年 3 月 31 日までに当該法人の整理(売却・清算)を予定している場合は対象外とする。

- (1) 債務超過法人
- (2) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の 10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。

- (3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人
 - 一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、 債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体 の実質赤字の早期健全化基準の水準(標準財政規模と比較して都道府県は 3.75%、市町村は11.25%~15%)に達している場合には、多大な財政的リス クを有するものとして取り扱うことが適当である。
- (4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を 勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

- 3.経営健全化方針の策定に当たっての留意事項 経営健全化方針の策定に当たっては、以下の点に留意されたい。
- (1)経営健全化方針の策定主体は地方公共団体であるが、当該法人、当該法人の他の出資者及び利害関係者と調整を行った上で策定すること。
- (2) 地方公共団体は、当該法人の経営・資産債務の状況を把握した上で、当該 法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等についての評価 を行う必要があるが、評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委 員会等を設置することも検討されたいこと。
- (3) 一つの法人について複数の地方公共団体が出資している場合には、各地方公共団体において法人への関わり方が異なることも想定されるが、経営健全化方針の策定に当たっては、地方公共団体間で調整し、整合性を確保すること。
- (4)議会への説明と住民への情報公開を行い、経営健全化方針の内容について 理解を得ることが必要であること。

4. 策定した方針の進捗管理

策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に 把握し、評価を行っていく必要がある。この評価にあたっても、外部の専門家等 から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。

- 5. 経営健全化方針の策定・公表期限 平成31年3月31日までに策定し公表されたいこと。
- 6. 国における策定状況等の取りまとめ

総務省においては、経営健全化方針の策定の推進に資するよう、策定状況を調査し、その結果を取りまとめ、個別団体ごとに公表する予定である。

第三セクター等経営健全化方針(参考様式)

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、 当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

作成年月日及び作成担当部署

作成年月日

作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名

代表者名

所在地

設立年月日

千円 【 当該地方公共団体の出資額(出資割合) 千円 (資本金 %)]

業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針:第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載

法人の経営状況や財政的なリスクの現状口 地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況口

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針:第3.2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載

指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討口 (事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応

地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応口

財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール

ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

(参考)

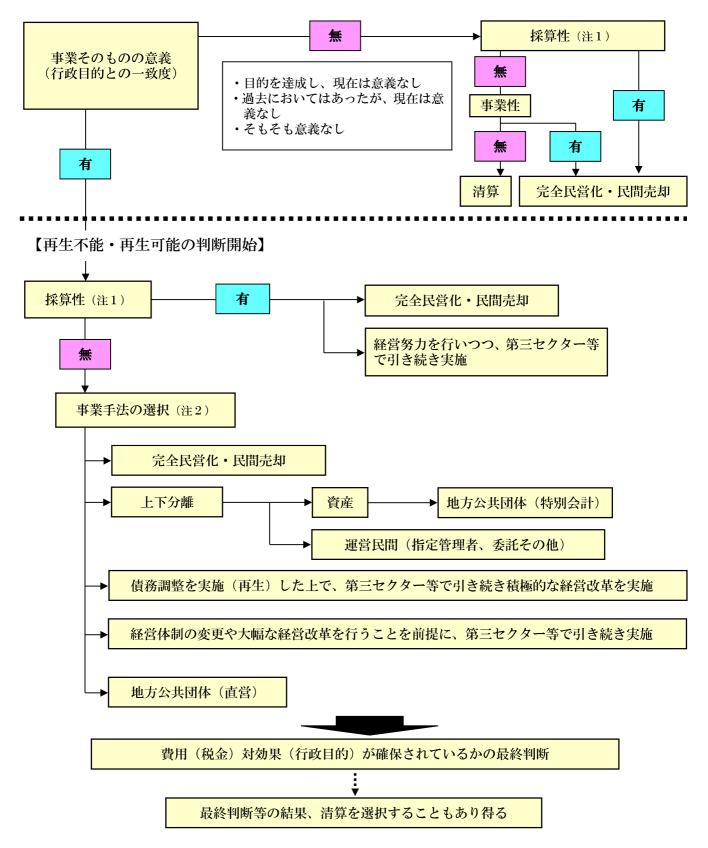
6 法人の財務状況

貸	項目	金額(千円	千円)			
借	% L	(N-2)年度	Ę	(N-1)年度	N年度	
対	資産総額					
1	(うち現預金)	())	()	())
照	(うち売上債権)	())	()	()
表	(うち棚卸資産)	())	()	())
	負債総額					
か	(うち当該地方公共団体からの借入金)	()	()	())
ら	純資産額		Ī			
※ 注 1 の形能に従って適宜書き換ラスこと						

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損	項目	金額(千円)				
益	 	(N-2)年度	(N-1)年度	N年度		
計	経常収益					
	経常費用					
算	経常損益					
書	経常外損益					
٠.	当期純損益					
か						
'n						

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



- (注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。
- (注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

総財公第19号令和元年7月23日

各 都 道 府 県 担 当 部 長 (都道府県第三セクター等担当課扱い) (市区町村第三セクター等担当課扱い) 各 指 定 都 市 担 当 局 長 (第三セクター等担当課扱い)

総務省自治財政局公営企業課長 (公印省略)

第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等(第三セクター及び地方公社(注)をいう。以下、同じ。)は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、総務省では、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成 26 年8月5日付け総財公第 101 号総務大臣通知)及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」(平成 26 年8月5日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知)により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について効率化と経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請しています。

その後、総務省では、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」(平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)において、第三セクター等に関し「財政的リスク 状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進」とされたことを受けて、平成 30 年 2 月には、「第三セクター等の経営健全化方針の策 定について」(平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課 長通知。以下、「経営健全化方針策定通知」という。)により、地方公共団体が有する 財政的なリスクが相当程度となっている第三セクター等に関し、当該第三セクター等 と関係を有する地方公共団体に対して「経営健全化方針」を平成 30 年度末までに策 定するよう要請しています。

これを受けて、本年4月には、各第三セクター等に係る平成30年3月31日までに終了した事業年度の決算データ(以下、「平成29年度決算データ」という。)を踏ま

えた経営健全化方針の策定状況についての調査を行いました。その結果、平成 31 年 3月 31 日時点で、76.4%が経営健全化方針を策定しているところですが、未策定の 団体も見受けられるところです。

つきましては、まず、未策定の団体においては、速やかに策定していただくようお 願いします。

また、策定済みの団体においては、財政的なリスクの計画的な解消を着実に推進するため、下記1に留意の上、毎年度、策定した経営健全化方針に基づく取組状況を公表していただくようお願いします。

さらに、各地方公共団体においては、同様の取組を継続的に推進するため、各第三セクター等に係る平成 30 年度以降の決算データを踏まえ、下記 2 に留意の上、引き続き、経営健全化方針策定通知に準じて、財政的なリスクが相当程度となっている第三セクター等に係る経営健全化方針を策定し、取組を行うとともに、その進捗を公表していただくようお願いします。

各都道府県の市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してこの旨を周知していただくとともに、管内市区町村が関係する第三セクター等の状況について配意いただき、適宜必要な助言を行っていただきますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項(技術的な助言)に基づくものです。

(注)本通知において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。) 並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいいます。

記

- 1. 平成 29 年度決算データを踏まえた経営健全化方針を策定済みの地方公共団体
 - ・取組状況の公表は、各地方公共団体のホームページ等で公表されたいこと。公表 事項については、例として、別添の「参考1」を参考にされたい。
 - ・取組状況の公表は、毎年度、定期的に行われたいこと。
 - ・なお、経営健全化方針を策定済みの地方公共団体で、まだその内容をホームページ等に掲載していない団体においては、速やかにホームページ等に公表されたいこと。
- 2. 平成 30 年度以降の決算データを踏まえた経営健全化方針の策定と取組状況の公表・今後、第三セクター等に係る平成 30 年度以降の決算データが明らかになり次第、

経営健全化方針策定通知中、「2. 策定する必要がある地方公共団体」(別添「参考2」)に照らして、経営健全化方針の策定を必要とする法人に該当するかどうかを判断し、該当する場合は、速やかに策定すること。

・経営健全化方針を策定後は、上記1と同様の方法で、経営健全化方針に基づく取組について、毎年度、定期的にその取組状況を各地方公共団体のホームページ等で公表されたいこと。

3. その他

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年6月21日閣議決定)においては、「財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する」とされた。
- ・そのため、今後、各地方公共団体の取組の公表状況調査(平成 30 年度以降の決算データを踏まえて経営健全化方針の策定が必要となった地方公共団体にあっては、策定状況調査を含む)を行うことを予定している。
- ・経営健全化方針の内容については、経営健全化方針策定通知のほか、別添の参考 様式(別添「参考3」)を参考にされたいこと。また、その他留意点についても、 適宜、経営健全化方針策定通知を参照されたいこと。

以上

~取組状況の公表事項の例~

以下の例を参考に、経営健全化方針に基づく取組状況をホームページ等に掲載してください。

<例>

経営健全化方針に基づく取組状況(令和〇年度)

〇法人名:

〇経営健全化方針を策定した理由:

(例)

- ・債務超過額が○○円発生したため、策定したもの。
- ・損失補償、債務保証又は短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する割合が○○%となり、 実質赤字比率の早期健全化基準である○○%を上回ったため、策定したもの。

※該当する経営健全化方針の策定要件に応じて、当該法人の状況を踏まえて記載。

○財政的リスクの状況

	平成 29 年度		令和○○年度	目標達成年度
	決算(※1)	•••	決算 (※2)	(令和○○年度)※3
債務超過額 (千円)		• • •		0 千円
事業の内容に応じて時価で評				
価した場合の債務超過額				0 千円
(千円)				
土地開発公社のうち債務保証				
又は損失補償の対象となって				
いる保有期間5年以上の土地		•••		〇〇千円
の簿価総額 (A) (千円)				
損失補償、債務保証及び短期貸				001
付けの合計額(B)(千円)		•••		〇〇千円
標準財政規模(千円)(C)				_
実質赤字比率(%)				_
(A) / (C) (%)				10%未満
(B) / (C) (%)				○%未満

- ※1:経営健全化方針の策定が必要となった決算年度の数値を記載
- ※2:該当する経営健全化方針の策定要件に関して、直近の決算額を、順次記載していく。
- ※3:当該団体が目標とする財政的リスク解消の達成年度の見通し及び数値を記載。なお、経営 健全化方針策定通知においては、今後5年間で経営健全化方針の策定要件(財政的リスク) を解消することを目指して取組を記載することとしていることに留意。

○主な取組状況(令和○年○月現在)

(例)

【法人自らによる経営健全化のための具体的な対応】

- ・不採算部門の縮小、廃止の令和○年○月からの実施に向けて、検討を行った。
- ・組織、人員の見直しを行い、〇人の人員削減を行い、対前年度比〇〇百万円のコスト削減を図った。
- ・収益向上の取組として、○○を行い、対前年度比で○○百万円の増収となった。

•

【地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための対応】

- ・令和〇年〇月に「〇〇委員会」を開催し、外部専門家などを活用した進捗管理、評価、検証を 実施した。
- ・赤字の要因であった○○事業を廃止したことを受けて、補助金の支出額を○○円削減した。

.

○法人の財務状況

(貸借対照表から)

	平成 29 年度		令和○○年度決算
	決算(※4)	• • •	(※5)
資産総額		• • •	
(うち現預金)		• • •	
(うち売上債権)		• • •	
(うち棚卸資産)		• • •	
負債総額		• • •	
(うち当該地方公共			
団体からの借入金)		• • •	
純資産総額		• • •	

(損益計算書から)

	平成 29 年度 決算(※ 4)		令和○○年度決算 (※ 5)
経常収益			
経常費用		• • •	
経常損益		• • •	
経常外損益		• • •	
当期純損益		• • •	

※4:経営健全化方針の策定が必要となった決算年度の数値を記載

※5:直近の決算額を、順次記載していく。

以上

経営健全化方針を策定する必要がある地方公共団体

第三セクター等のうち、当該地方公共団体の出資(出えんを含む。)割合が 25%以上である法人、当該地方公共団体が損失補償等(損失補償、債務保証、短期貸付け及び長期貸付けをいう。)を行っている法人その他当該地方公共団体が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、当該法人に係る経営健全化方針を策定するものとする。

なお、次年度末までに整理(売却・清算)が予定されている法人や、次年度決算に おいて(1)から(4)のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、対象外とす る。

- (1)債務超過法人
- (2) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過となる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証又は損失補償の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、債務保証又は損失補償を行っている地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。

- (3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人
 - 一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、損失補償、債務保証又は短期貸付けを行っている地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準(標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村11.25%~15%)に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。
- (4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案 し、経営健全化の取組が必要である法人
- (注)「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(平成30年2月20日付け 総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知)と同じである。

(ただし、趣旨を明確にするため、一部表記を改めた。)

第三セクター等経営健全化方針(参考様式)

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、 当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

作成年月日及び作成担当部署

作成年月日

作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名

代表者名

所在地

設立年月日

千円 【 当該地方公共団体の出資額(出資割合) 資本金 千円 (%)]

業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針:第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載

法人の経営状況や財政的なリスクの現状口

地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況口

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針:第3.2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載

指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討口 (事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応

地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応口

財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール

ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

(参考)

6 法人の財務状況

貸	項目	金額(千円)					
借	3 L	(N - 2)	年度	(N - 1)年度	ΝÍ	₽度
対	資産総額						
-	(うち現預金)	()	()	()
照	(うち売上債権)	()	()	()
表	(うち棚卸資産)	()	()	()
	負債総額						
か	(うち当該地方公共団体からの借入金)	()	()	()
b	純資産額						
.V. 1±	※ 注 人の形能に従って海ウ聿キ協ラスニレ						

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損	T	金額(千円)		
	項目	(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
益	L	(11-2)千皮	(11)十尺	NTIX
計	経常費用			
算	経常損益			
書	経常外損益			
_	当期純損益			
か				
b				

令和5年1月発行 「令和3年度市町村土地開発公社の現況」 埼玉県企画財政部市町村課公営企業担当